

一般社団法人仙台ウォーキング協会入会規定

第1条 この規定は、一般社団法人仙台ウォーキング協会（以下当協会という）「会員」に関する事項を定めるものとする。

◇会員の定義

第2条 この規定でいう会員とは、当協会に賛同して入会または加盟し、その事業に協力支援する個人または法人及び団体等をいう。

◇会員の区分

第3条 会員の区分は、次のとおりとする。 会員：当協会の目的に賛同し、その事業に協力・推進する個人若しくは法人、又は、地域若しくは職域のウォーキングの実践育成団体

（1）**個人正会員**：当協会の目的に賛同し、その事業に協力する個人及び個人正会員として入会したその同居家族会員

（2）**法人賛助会員 A**：当協会の目的に賛同し賛助する法人またはそれに準ずる団体。入会基準は別途定める「法人賛助会員入会審査基準」による。

（3）**法人賛助会員 B**：当協会の目的に賛同し賛助する法人またはそれに準ずる団体。入会基準は別途定める「法人賛助会員入会審査基準」による。

◇社員の定義

第4条 当協会の社員は、個人正会員をもって社員とする。

◇会費

第5条 当協会の会員は定款第6条により社員総会において定められた別紙会費を納入しなければならない。

◇入会及び加盟

第6条 当協会に入会、加盟するには次の手続きを経ることとする。

（1）個人正会員として入会を希望するものは、別に定める「個人正会員登録書」に必要事

項を記し、当協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(2) 法人賛助会員A並びに法人賛助会員Bとして加盟を希望する団体は、「法人賛助会員登録書」に、団体を証明できる会則、役員名簿、沿革など必要事項を記し、年会費を添えて当協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

◇会員等の有効期間

第7条 会員等の登録有効期間は一年間とする。

◇登録の更新

第8条 登録を更新しようとする者等は、登録有効期限の一ヵ月前より第5条に準じて必要な手続きを行うものとする。

◇特典

第9条 会員の特典は、理事会の承認を経て別に定めることとする。

◇付則

第10条 (1) この規定は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。

(2) 「会員資格の喪失」、「退会」、「除名」、および「会員の抛出金品の不返還」の定めについては、定款第3章8条、9条、および10条に記載のため、本会員規定から削除した。

仙台ウォーキング協会会員規約・別紙—1

年会費一覧

- (1) **個人会員：** 入会金 5,000 円、年会費 6,000 円 家族会員： 当協会のイベント参加費無料、会報誌の定期購読、当協会推奨商品を1割引きで提供。
家族会員：入会金免除、年会費 6,000 円 ※未就学児童は入会金、年間費ともに免除となりますが、当協会のイベント等に参加する場合は、家族同伴が参加条件となります。
- (2) **法人賛助会員A：** 年会費・一口 100,000 円（無料で本協会のイベントに参加でき、会報誌の定期購読、年3回のフォローアップセミナー開催、当協会推奨商品を2割引きで提供、提携検査センターでの人間ドック紹介）

- (3) **法人賛助会員B**：年間費 50,000 円（無料で本協会のイベントに参加でき、会報誌の購読、当協会推奨商品を 1 割引きで提供）